

吸収合併に関する事後開示書面

2023年8月2日

ラクスル株式会社

2023年8月2日

ラクスル株式会社
代表取締役社長 CEO 永見 世央

吸収合併に関する事後開示書面
(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2023年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ダンボールワン（以下「ダンボールワン」といいます。）を吸収合併消滅会社として行った吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本合併が効力を生じた日

2023年8月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

ダンボールワンが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第784条の2の規定による株主による差止請求はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

ダンボールワンが発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

ダンボールワンは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

ダンボールワンは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、2023年6月13日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、2023年6月13日付の電子公告において、本合併をする旨及び吸収合併消滅会社であるダンボールワンの商号及び住所を公告しましたが、本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 6 月 13 日付の官報において公告するとともに、同日付の電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2023 年 8 月 1 日をもって、ダンボールワンから本合併契約の定めに従い、同社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 吸収合併に係る変更登記をした日

2023 年 8 月 1 日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2023年5月20日

株式会社ダンボールワン

2023年5月20日

石川県金沢市鞍月四丁目133番地
株式会社ダンボールワン
代表取締役社長 渡邊 建

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2023年5月18日付でラクスル株式会社（以下「ラクスル」といいます。）との間で、2023年8月1日を効力発生日とし、ラクスルを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）契約を締結しております。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

本合併に際し、合併対価の交付を行わないため、該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度後の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 債務履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後におけるラクスルの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のラクスルの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ラクスルの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併後におけるラクスルの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

合併契約の内容

次頁以降に添付のとおり

合併契約書

ラクスル株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社ダンボールワン(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 : ラクスル株式会社
東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
- 乙 : 株式会社ダンボールワン
石川県金沢市鞍月四丁目 133 番地

第3条 合併対価の交付及び割当て

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023 年 8 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

甲は、本件合併が簡易合併(会社法第 796 条第 2 項)に該当することにより、乙は、本件合併が略式合併(会社法第 784 条第 1 項)に該当することにより、それぞれ、株主総会の合併承認の決議を諮ることなく合併する。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2023 年 7 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条 従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲乙協議の上これを定める。

第10条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 本契約の効力

本契約は、甲及び乙の法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるものを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第14条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023 年 5 月 18 日

甲： 東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
ラクスル株式会社
代表取締役 松本 恭攝



乙： 石川県金沢市鞍月四丁目 133 番地
株式会社ダンボールワン
代表取締役 渡邊 建



Faint, illegible text at the top left of the page.

Faint, illegible text at the top right of the page.

Faint, illegible text below the top right text.

Faint, illegible text in the middle section of the page.

Faint, illegible text in the middle section of the page, below the first block.

